

第7期売木村障害福祉計画  
及び  
第3期売木村障害児福祉計画

(令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度))

令和6年3月

長野県 売木村

## 目次

- 第1章 はじめに
  - 1 計画策定の趣旨
  - 2 計画の位置付け
  - 3 計画の期間
  - 4 体制の整備及び達成状況の点検・評価
  - 5 基本理念
  - 6 障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する基本的な考え方
  
- 第2章 障害者福祉の現状と課題
  - 1 障害者手帳所持者数の推移
  - 2 障害程度区分の認定状況
  - 3 障害福祉サービス給付費の推移
  - 4 障害のある方を支える体制について
  
- 第3章 障害福祉サービスの目標値
  - 1 福祉施設入所者の地域生活への移行
  - 2 地域生活支援の充実
  - 3 福祉施設から一般就労への移行等
  - 4 相談支援体制の充実・強化等
  
- 第4章 障害福祉サービス等の見込量とその考え方
  - 1 自立支援給付のサービス見込量とその考え方
  - 2 地域生活支援事業のサービス見込量とその考え方
  
- 第5章 サービス見込量確保のための施策
  - 1 全事業に共通する事業
  - 2 自立支援給付における個別サービスに関わる施策
  - 3 地域生活支援事業における個別サービスに関わる施策

## 第1章 はじめに

### 1 計画策定の趣旨

本村では、令和2年3月に策定した「第5期売木村障害福祉計画、第2基売木村障害児福祉計画」が令和5年度末をもって終了することから、これまで実施してきた施策の成果や課題等を踏まえて、令和6年度から新たな計画となる「第7期売木村障害福祉計画、第3期売木村障害児福祉計画（以下、「本計画」という。）」を策定します。本計画は、障がい者及び障がい児の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）の「すべての国民が、障害の有無にかかわらず等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念を実現することを目的として定めます。

### 2 計画の位置付け

本計画は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体の計画として策定するものです。

### 3 目標年度と計画の期間

本計画の期間は、国の基本方針により、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

### 4 体制の整備及び達成状況の点検・評価

#### (1) 売木村障害福祉計画策定委員会の設置

障害福祉計画を地域の実情に即した実効性のあるものとするため、サービスを利用する障がい者等の団体をはじめ、事業者、雇用、地域といった幅広い関係者の意見を反映する策定委員会を設置して、意見集約の場を設ける。

#### (2) 長野県及び飯伊障害福祉圏域（南信州広域連合圏域）内の市町村との連携

計画の実施にあたり村は、住民に最も身近な基礎自治体として、障害福祉サービス等について実施責任を負うとともに、この事業が適正かつ円滑に実施されるよう、必要に応じて県に支援を求めます。

また、広域的な協議の場として、飯伊障害福祉圏域（南信州広域連合圏域）調整会議等において、構成市町村及び村と県との連携に努めます。

#### (3) 相談支援の提供体制の確保

飯伊障害福祉圏域（南信州広域連合圏域）では、福祉サービス利用に係る相談支援事業を適切かつ効果的に実施するため障害サービス事業者、雇用、教育、医療といった関連する分野の関係者からなる地域自立支援協議会を設置します。

#### (4) 達成状況の点検・評価

本計画の進歩管理を適切に行うために、PDCA サイクル\*による点検・評価を行い、必要に応じて障害福祉計画及び障害児福祉計画を見直し、公表します。

\*PDCA サイクル：PDCA サイクルとは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善等に広く活用されているマネジメント手法で、「計画 (Plan)」「実行 (Do)」「評

価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものである。

## 5 基本理念

全ての障がい者及び障がい児が必要な日常生活または社会生活を送るための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することが妨げられないこと並びに障がい者及び障がい児にとって日常生活及び社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨とする法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して策定します。

### （1）障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援のもと、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

### （2）障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害福祉サービスの対象となる障がい者等の範囲を身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者並びに難病患者等であって18歳以上の者並びに障がい児とし、サービスの充実を図ります。また、発達障がい者及び高次脳機能障がい者については、従来から精神障がい者に含まれるものとして法に基づく給付の対象となっているところであり、さらに難病患者等についても法に基づく給付の対象となっているので、引き続きその旨の周知を図ります。

### （3）入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活の移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

### （4）地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに造り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、以下の包括的な支援体制の構築に取り組みます。

- ①地域の様々な相談を受け止め、対応及びつなぐ機能、他機関協働の中核機能、伴走支援を担う機能を備えた相談支援
- ②相談支援と一体となり、就労支援、居住支援など、多様な社会参加に向けた支援
- ③ケアし支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能及び住民同士が出会い参加することのできる場や居場所確保の機能を備えた支援

### （5）障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援するため、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

#### **(6) 障害福祉人材の確保**

障がい者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保をしていく必要があります。そのためには、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係機関等と協力して取り組みます。

#### **(7) 障がい者の社会参加を支える取組**

障害のある人の地域における社会参加を促進するため、障害のある人の多様なニーズを踏まえ、文化芸術を享受鑑賞し、創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障害のある人の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

### **6 障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する基本的な考え方**

第7期障害福祉計画の成果目標を達成するために、障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する基本的な考え方は以下のとおりです。

#### **(1) 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方**

##### **① 地域生活で必要とされる訪問系サービスの保障**

医療機関や入所施設から地域生活への移行が進むにつれ、訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）の利用は増加傾向にあることから、ニーズに沿った形で提供されるよう訪問系サービスのさらなる充実を図ります。

##### **② 身近な場所で利用することができる日中活動系サービスの保障**

障がい者等が、地域と関わりを持ちながら身近な場所で利用することができるよう、日中活動系サービス（療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、地域活動支援センター）を保障します。

##### **③ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実**

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、地域移行支援及び地域定着支援、自立訓練事業等の推進により、入所等から地域生活への移行を進めます。

また、必要な訪問系サービスや日中活動系サービスを保障することによって、障がい者等の地域における生活の維持及び継続が図られるようにします。

さらに、地域生活支援の機能を強化するため、各圏域内でこれらの機能を集約

し、グループホーム又は障害者支援施設に付加した拠点（以下「地域生活支援拠点」という。）の整備や、複数の機関が分担してその機能を担う体制（以下「面的な体制」という。）の整備を行います。

#### ④ 福祉施設から一般就労への移行の推進等

就労移行支援事業等の推進により、福祉施設を利用している障がい者が一般就労へ移行することを支援するとともに、福祉施設における雇用の場を拡大します。

#### ⑤ 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障がい者に対する支援の充実

強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害のある人に対して、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図ります。

#### ⑥ 依存症対策の推進

アルコール、薬物、ギャンブル等をはじめとする依存症対策については、依存症に対する誤解や偏見を解消するための関係職員に対する研修の実施や幅広い普及啓発、相談機関及び医療機関の周知や整備、自助グループ等の当事業団体を活用した回復支援が重要であるため、地域において様々な関係機関が密接に連携して依存症である者等及びその家族に対する支援を推進します。

### (2) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

#### ① 各種ニーズに対応する相談支援体制の構築

障がい者等が地域において自立した生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。

このため、福祉に関する各般の問題について障がい者等からの相談に応じる体制の整備に加えて、相談支援を行う人材の育成支援、個別事例における専門的な指導や助言を行うほか、特定相談支援事業所の充実のための施策を確保します。

#### ② 地域移行支援に係るサービスの提供体制の確保及び地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実

施設入所等をしている障がい者等の数等を勘案し、計画的に地域移行支援に係るサービスの提供体制の確保を図ります。併せて、障がい者等の地域での生活の定着を図るため、地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実を図ります。

#### ③ 発達障がい者等に対する支援

発達障害のある人等の早期発見・早期支援には、本人及びその家族等への支援が重要であるため、地域で保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障害のある人等及びその家族等に対する支援体制を確保します。

#### ④ 関係機関より構成される「自立支援協議会」の運営

相談支援の提供体制の確保を含む障がい者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関等の有機的な連携の下により構成される「自立支援協議会」を運営し、地域の課題の改善に取り組みます。

### (3) 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい児については、子ども・子育て支援法第2条第2項において、「子ども・子育ての支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定されていること及び同法に基づく教育、保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障がい福祉サービス、児童福祉法に基づく障がい児支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の観点から教育、保育等の関係機関とも連携を図った上で、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を提供する体制の構築を図ります。

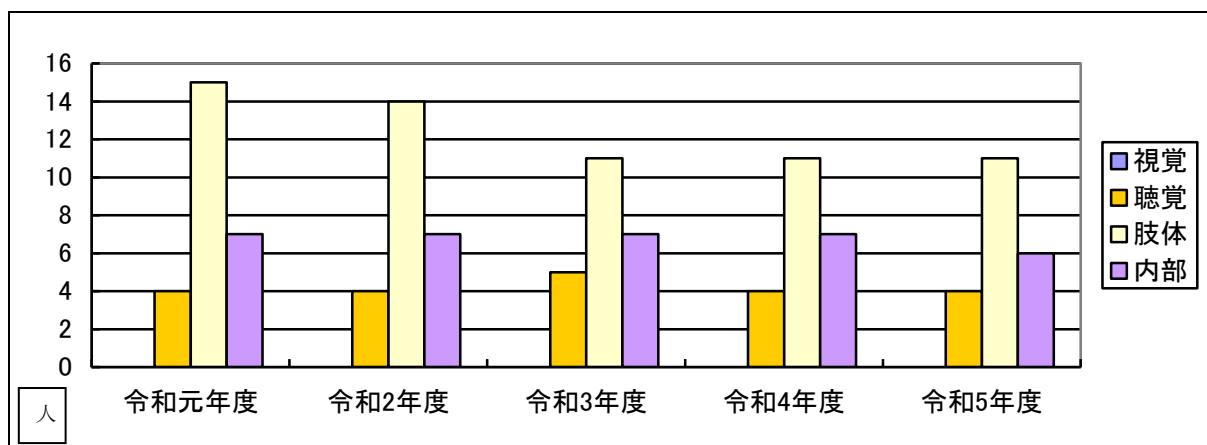
## 第2章 障害者福祉の現状と課題

### 1 障害者手帳所持者数の推移

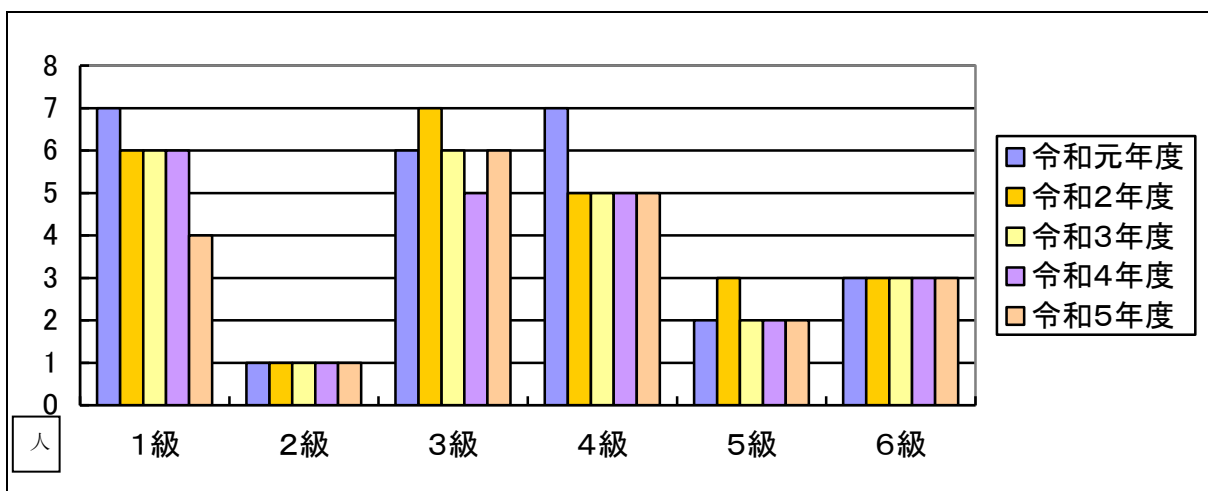
売木村の障害者手帳の所持者数は、令和6年3月31日現在31人で、過去5年間で全体の障害者手帳所持者が減少しており、手帳種別で見ると身体障害者手帳は減少傾向、精神障害者手帳は増加傾向です。

手帳種別	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体 (構成比)	26人 74.3%	25人 75.8%	23人 71.9%	22人 71.0%	21人 67.7%
療育 (構成比)	3人 8.6%	3人 9.1%	3人 9.4%	3人 9.7%	3人 9.7%
精神 (構成比)	6人 17.1%	5人 15.1%	6人 18.7%	6人 19.3%	7人 22.6%
合計	35人	33人	32人	31人	31人
全体人口	521人	508人	494人	479人	462人

障害種別で見ると、肢体障害と内部機能障害が減少傾向で、肢体障害が52.4%（11人）、内部機能障害が28.6%（6人）となっており、全体の81.0%を占めています。

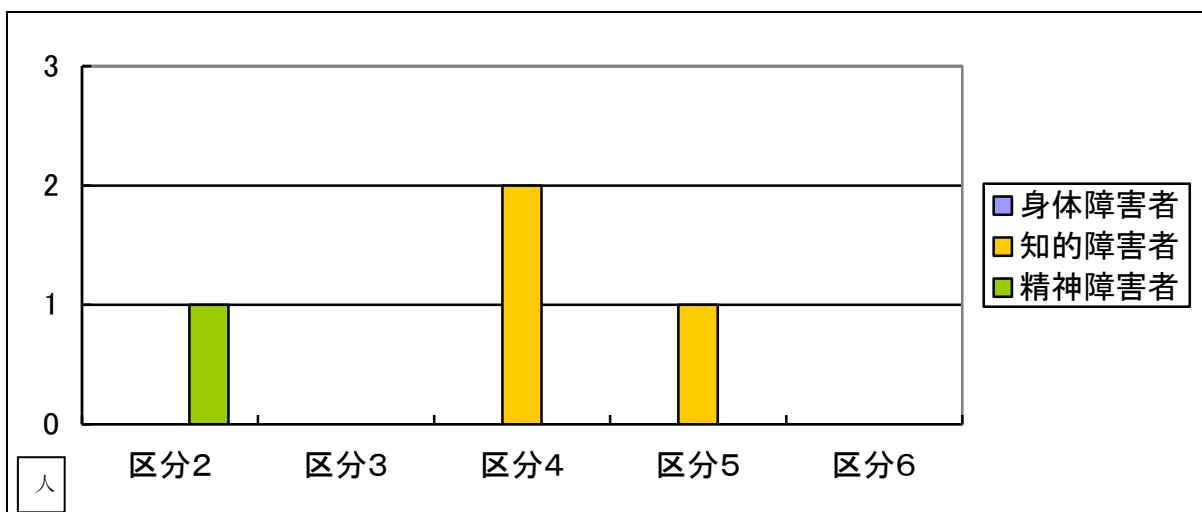


等級別（令和 5 年度）で見ると、3 級が 28.6%（6 人）と最も多く、続いて 4 級が 23.8%（5 人）、1 級が 19.0%（4 人）となっています。



## 2 障害程度区分の認定状況

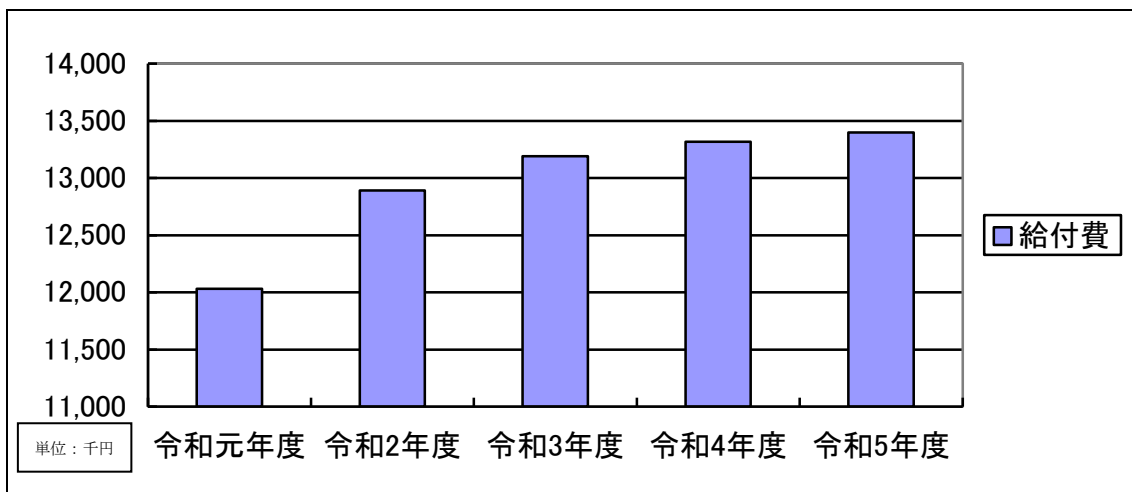
令和 5 年度における障害福祉サービスを利用する際に対象者の状況を判定する「障害程度区分」の認定状況をみると、知的障がい者で区分 4 が 2 名、区分 5 が 1 名、精神障がい者で区分 2 が 1 名となっています。





### 3 障害福祉サービス給付費の推移

障害福祉サービス費については、全サービスにおいて利用量が増加しており、給付費も増加しています。



### 4 障がいのある方を支える体制について

障がいのある方に対する相談支援は、飯伊圏域障がい者総合支援センターや村が中心になって進めています。その他サービス提供機関や学校、地域など障がいのある方に関わる機関が多い中で、支援体制が十分に機能していません。併せて各機関の連携も十分にとれていないため、学校卒業後の支援体制などの確立が求められています。

また、ここ近年発達障害などで支援が必要な児童及び判断能力が十分でない障害のある方への対応や災害時の要援護者への対策、権利擁護、虐待防止、成年後見制度等多岐にわたる支援の利用が求められています。

#### ○成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず、本人や家族とともに申し立てを行うことが難しい場合など、特に必要があるときは村長が成年後見開始の審判申し立てを行っています。

成年後見制度利用促進法に基づく権利擁護の取り組みについては、いいた成年後見支援センターと連携し、制度の普及啓発、日常相談などを行います。

### 第3章 障がい福祉サービスの目標値

#### 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	数値	備考
現在の施設入所者数	1人 [254人]	※ 令和4年度末の全施設入所者数
【目標値】 地域生活移行数	0人 [15人]	※ 現在の入所者のうち、施設入所からグループホーム、ケアホーム等へ地域移行した者 (割合については、地域生活移行者数を全入所者数で除した値)
	0% [5.9%]	
【目標値】 削減見込	0人 [16人]	※ 令和8年度末段階での削減見込数 (割合については、削減見込数を全入所者で除した値)
	0% [6.3%]	

※[ ]内は、圏域の目標値である。

※村としては、当面「0」であるが、地域移行、就労移行に向けて取組は続けていく。

#### 2 地域生活支援の充実

##### ① 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点を村又は圏域において1拠点以上を確保しつつ、機能充実のためのコーディネーターなどの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めるとともに、年1回以上運用状況を検証及び検討を行う。

##### ② 強度行動障害を有する方への支援体制整備

強度行動障害を有する方に関し、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を行う。

#### 3 福祉施設から一般就労への移行等

項目	数値	備考
現在の年間 一般就労移行者数	0人 [11人]	※ 令和3年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の年間 一般就労移行者数	0人 [13人]	※ 令和8年度において施設を退所し、一般就労するものの数
	— 倍 [1.18倍]	

※[ ]内は、圏域の目標値である。

※村としては、当面「0」であるが、地域移行、就労移行に向けて取組は続けていく。

#### 4 相談支援体制の充実・強化等

飯伊障害福祉圏域（南信州広域連合圏域）において、基幹相談支援センターを設置し福祉サービス利用に係る相談支援事業を適切かつ効果的に実施する。

## 第4章 障害福祉サービス等の見込量とその考え方

### 1 自立支援給付のサービス見込量とその考え方

#### ①訪問系サービス

《見込量》

	単位	第6期実績（見込）			第7期計画		
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
居宅介護	時間	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
重度訪問介護	時間	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
同行援護	時間	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
行動援護	時間	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	時間	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0

《考え方》

「居宅介護」、「重度訪問介護」、「行動援護」、「重度障害者等包括支援」、「児童デイサービス」については、令和5年10月1日において支給決定されている支給量の計とした。

「同行援護」については、現に利用している者等を勘案して利用者数及び量を見込んだ数。

#### ②日中活動系サービス

《見込量》

	単位	第6期実績（見込）			第7期計画		
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
生活介護	人日分	20	25	22	22	22	22
	人	2	2	2	2	2	2
自立訓練（機能訓練）	人日分	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人日分	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
就労移行支援	人日分	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
就労継続支援(A型)	人日分	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
就労継続支援(B型)	人日分	59	52	66	66	66	66
	人	3	3	3	3	3	3

就労定着支援	人	0	0	0	0	0	0
療養介護	人	0	0	0	0	0	0
短期入所（福祉型）	人日分	0	2	14	0	0	0
	人	0	0	1	0	0	0
短期入所（医療型）	人日分	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0

《考え方》

**【生活介護】**

現時点の法廷施設の利用者のうち、障害程度区分が3以上（入所の場合は区分4以上）、50歳以上の区分2以上（入所の場合は区分3以上）に該当すると思われる者の見込量を基礎として、平均利用日数「22日」を乗じて見込んだ。

**【自立訓練（機能訓練・生活訓練）】**

施設入所者の地域生活への移行の数値目標を達成できるよう、現在の施設入所者で自立生活を希望するもののうち、事業の対象者と見込まれる者の数に平均利用日数「22日」を乗じて算出した。

**【就労移行支援】**

就労を希望する障がい者で、事業の対象者と見込まれる者の数に平均利用日数「22日」を乗じて算出した。

**【就労継続支援（A型・B型）】**

就労継続支援の対象者と見込まれる数からA型・B型それぞれの対象として適切と見込まれる数を勘案して定めた見込量に、1人1月あたりの平均利用日数「22日」を乗じて算出した。

**【就労定着支援】**

就労した障がい者のうち事業の対象者と見込まれる者の数。

**【療養介護】**

現時点の重症心身障害児施設（委託病床を含む）の対象者を基礎とする。

**【短期入所（福祉型・医療型）】**

短期入所を希望とする障がい者で、事業の対象者と見込まれる者の数に平均利用日数「22日」を乗じて算出した。

③施設系サービス

《見込量》

	単位	第6期実績（見込）			第7期計画		
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
自立生活援助	人	0	0	0	0	0	0
共同生活援助	人	3	3	3	2	2	2
施設入所支援	人	1	1	2	2	2	2

《考え方》

**【共同生活援助・共同生活介護】**

施設入所から、グループホーム又はケアホームへの移行者について、現時点の利用者数を基礎として、入所施設の入所者の地域生活への移行の目標が達成されるようにする。

【施設入所支援】

現時点の入所施設の入所者について、入所施設の新体系への移行計画に基づき、必要と判断された見込量とした。

④相談支援

《見込量》

	単位	第6期実績（見込）			第7期計画		
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
計画相談支援	人	4	2	2	1	1	1
地域移行支援	人	0	0	0	0	0	0
うち精神障がい者	人	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	人	0	0	0	0	0	0
うち精神障がい者	人	0	0	0	0	0	0

《考え方》

障がい者等及びその家族を対象に、住民課職員による窓口での対応と併せて、飯伊障害者総合支援センターに委託して実施する。

2 地域生活支援事業のサービス見込量とその考え方

①地域生活支援事業

《見込量》

	単位	第6期実績（見込）			第7期計画		
		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
発達障がい者等支援							
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）	人	0	0	0	0	0	0
ピアサポートの活動への参加人数	人	0	0	0	0	0	0
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	件数	0	0	0	0	0	0
コミュニケーション支援事業（手話通訳者設置事業）	実設置見込数	0	0	0	0	0	0
	実利用見込数	0	0	0	0	0	0
日常生活用具給付等事業							
介護・訓練支援用具	件数	0	0	0	0	0	0
自立生活支援用具	件数	0	0	0	0	0	0

在宅療養等支援用具	件数	0	0	0	0	0	0
情報・意思疎通支援用具	件数	0	0	0	0	0	0
排泄管理支援用具	件数	0	0	0	0	0	0
居室生活動作補助用具（住宅改修）	件数	0	0	0	0	0	0
移動支援事業	実人数	1	1	1	1	1	1
	時間数	7	12.5	16	12	12	12
地域活動支援センター事業							
自市町村設置分	実人数	0	0	0	0	0	0
	延人数	0	0	0	0	0	0
他市町村設置分	実人数	0	0	0	0	0	0
	延人数	0	0	0	0	0	0
訪問入浴サービス事業	箇所数	0	0	0	0	0	0
	実人数	0	0	0	0	0	0
	延人数	0	0	0	0	0	0
日中一時支援事業	箇所数	0	0	0	0	0	0
	実人数	0	0	0	0	0	0
	時間数	0	0	0	0	0	0
奉仕員養成研修事業							
手話奉仕員	登録見込数	0	0	0	0	0	0
要約筆記奉仕員	登録見込数	0	0	0	0	0	0
点訳奉仕員	登録見込数	0	0	0	0	0	0
朗読奉仕員	登録見込数	0	0	0	0	0	0

《考え方》

**【発達障がい者等支援】**

令和4年度のペアレントトレーニング等の受講者数及び実施者数、ピアサポート活動への参加人数を勘案して算出した。

**【住宅入居等支援事業・成年後見制度利用支援事業】**

障がい者等及びその家族を対象に、住民課職員による窓口での対応と併せて、飯伊障害者総合支援センターに委託して実施する。

**【コミュニケーション支援事業】**

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等のニーズ等を勘案して算出した。

**【日常生活用具給付事業】**

令和4年度の実利用者数及びニーズ等を勘案して利用者数の伸び分を加えて算出した。

**【移動支援事業】**

令和4年度の移動支援に該当するサービス利用者数に利用者数の伸びを加えて算出した。利用者の伸びは、新たなサービス利用分（施設入所待機者、養護学校卒業者、入所施設からの地域移行分）を考慮して算出した。

#### 【地域活動支援センター事業】

障がい者等が通うことにより、創作的活動又は生産活動の機会を提供することで、地域社会と交流し、自立を目指すことを目的に、障がい者等共同作業所をセンター化し、その利用者を見込んだ。

#### 【訪問入浴事業】

在宅の重度の障がい者等で、家庭での入浴が困難かつ施設への移動が困難であり、訪問入浴以外の入浴の方法がない場合、訪問により居宅において入浴サービスを提供して、障がい者等の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ることを目的に、令和4年度の実利用者数及びニーズ等を勘案して利用者数の伸び分を加えて算出した。

#### 【日中一時支援事業】

在宅の障がい者等で、その属する世帯（住民基本台帳法（昭和42年7月25日法律第81号）に規定する住民基本台帳上の同一世帯）に同居する家族を有し、日常的に介護を受けている者で、障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、令和2年度の県単タイムケア事業の実利用者数及びニーズ等を勘案して利用者数の伸び分を加えて算出した。

#### 【奉仕員養成研修事業】

要請講習終了見込者数登録見込み者数を見込んだ。

## 第5章 サービス見込量確保のための施策

### 1 全事業に共通する事業

#### ①制度、サービス内容の周知

##### 1、手帳交付時の相談及びサービス内容説明

各種障害に係る手帳の交付時において、交付者への相談に応じるとともに、サービス内容の説明に当たっては、一覧表などを用いて視覚的にもわかりやすい説明書を作成する。

##### 2、村の広報紙等による周知

毎年4回発行される村の広報紙及びパンフレットにより、制度等を紹介するとともに周知徹底を図る。

##### 3、利用者や家族、事業者を対象とした説明会の開催

必要に応じて、利用者や家族、事業者に対して説明会を開催し、制度の周知を図る。

##### 4、民生・児童委員会、社協、介護教室など福祉関係会議等において、制度の説明をすることで、周知を図る。

#### ②障がい者理解を推進する啓発活動

##### 1、関係機関で連携しての啓発活動

教育委員会と連携し、人権教育研修会の開催（年1回）

村の広報紙、公民館報を活用しての啓発

### 2 自立支援給付における個別サービスに関わる施策

#### ① 訪問系サービス

令和6年3月現在利用者はいません。今後、利用の希望が出た場合は村内にサービス提供事業所が無い場合、必要に応じ飯伊障害福祉圏域内事業者に委託すると共に、将来的には社会福祉協議会で居宅介護、重度訪問介護を実施できるよう体制整備を図る。

② 日中活動系サービス

令和6年3月現在サービス利用者は4名。

③ 施設系サービス

令和6年3月現在グループホーム利用者は2名。在宅支援が困難な新規利用者については、適切なケアマネジメントにより支援を実施。

④ 相談支援（サービス利用計画作成）

令和6年3月現在の利用者は4名。それぞれの場所でその人がその人らしく生活していくことができるように、関係機関が連携して支援していく。

### 3 地域生活支援事業における個別サービスに関わる施策

①相談支援体制の充実

1、住民課職員による窓口での対応と併せて、平成19年度から飯田下伊那郡の市町村が共同により障害者相談支援センターに委託し、障害者相談支援事業、市町村相談支援機能強化事業等を実施する。

2、飯田下伊那の市町村で共同設置した地域自立支援協議会において、福祉サービス利用に係る相談支援事業の公平性の確保、困難事例への対応のあり方に関する協議・調整を図ると共に、地域の関係機関によるネットワークの構築等に向けた協議を行う。

②日常生活用具の適正な給付

1、必要性や価格、家庭環境等を調査し、必要に応じ、身体障がい者更正相談所等に助言を求め、真に必要な者に適正な用具を給付する。

2、(財)テクノエイド協会が運営するテクニカルエイド情報システム(TAIS)の活用による情報収集を行うなど、より廉価なものを給付できるよう努める。

3、排泄管理支援用具においては、継続的な給付が必要なことから、年間の需要量を把握し、計画的な給付に努める。

4、再給付にあたっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)等を参考に耐用年数を勘案のうえ給付する。

③安全な移動支援の確保

1、サービス提供事業者を指定事業者として事業委託により実施する。

2、安全確保のため、ホームヘルプ有資格者による個別支援と、複数の障がい者を一団としてグループ支援するに必要な職員数等の体制が確保されている事業者を指定事業者として事業委託する。

④日中一時支援事業・訪問入浴サービス

サービス提供事業者に委託して実施する。

⑤自動車改造助成事業

改造を行う事業者と連携し、真に必要な適正なものとする。



## 売木村障害福祉計画策定委員会設置規程

### (趣 旨)

第1条 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第88条に基づき、売木村の障害福祉計画（以下「障害福祉計画」という。）の策定に関する調査及び審議を行うため、村長の附属機関として、売木村障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (職 務)

第2条 委員会は、村長の諮問に応じ、障害福祉計画の策定に関し必要な事項を調査及び審議し、村長に答申する。

### (組 織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 知識経験者 2人以内
- (2) 福祉施設の代表者 2人以内
- (3) 福祉関係団体の代表者 2人以内
- (4) 公共的な団体の代表者 2人以内
- (5) 関係行政機関の代表者 2人以内

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する村長への答申をもって終了する。

### (会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会 議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

### (報酬等)

第7条 委員会の委員の報酬及び費用弁償は支給しない。

### (庶 務)

第8条 委員会の庶務は、住民課が行う。

### (補 則)

第9条 この規程の施行に関し、必要な事項は村長が別に定める。

### 附 則

1 この規程は、平成18年7月1日から施行する。